コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　　NITTOKU ENGINEERING CO.,LTD.

最終更新日：2015年12月9日

日特エンジニアリング株式会社

代表取締役社長　近藤　進茂
問合せ先：執行役員　管理本部長　　磯田　博
証券コード：6145
http://www.nittoku.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、基本方針の一つである「コンプライアンスの徹底」のもと、「株主価値の拡大」という目的を各ステークホルダーと共有できる関係を構築するとともに、内部統制システムの整備、強化を推し進め、組織の活性化を通したコーポレート・ガバナンスの更なる充実に努めてまいります。
また、企業情報につきましては、適時適切に行うことはもとより、積極的な開示を図り、株主の皆様が当社の経営内容をより的確にご判断いただけるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,820,800	10.06
SMC株式会社	1,285,500	7.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	755,900	4.18
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCR00	659,900	3.65
株式会社東京ウエルズ	633,000	3.50
大黒電線株式会社	458,294	2.53
日特共栄会	444,700	2.46
野村信託銀行株式会社（投信口）	435,900	2.41
日特エンジニアリング従業員持株会	418,712	2.31
株式会社安川電機	403,008	2.23

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松尾　貢	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松尾　貢	○	――	当該社外取締役は、当社と同様の形態であるグローバル展開を重視する上場設備メーカーで海外販売などを経験され、当社を取り巻く事業環境には精通されております。その後、長崎県庁に入庁し、行政側から企業への技術研究開発の支援、販路・取引拡大支援、ベンチャー企業創出などを行う財団法人長崎県産業振興財団の理事長を経験しており、民間の立場、公的な立場から法令も踏まえた客観性、独立性のある視点をもって経営の監視を遂行するのに適任であります。そのことにより、取締役の透明性の向上及び監督強化に繋がるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係において該当事項はありません。加えて一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として適任として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は平素より会計監査人と連携し意見の交換及び情報の聴取等を行っており、また随時会計監査人から監査の経過及び内容につき報告を受け、会計監査人の監査の方法、結果についても逐次把握するよういたしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
奥平　力	弁護士													
有賀　茂夫	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥平　力	○	――	当該社外監査役は、弁護士として長年の経験と知識を有し、能力、識見において優れた方であり、当社の経営に対し客観的立場から適切な監査、助言をいただけるものとして選任いたしております。また、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係において該当事項はありません。加えて一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として適任として指定しております。
有賀　茂夫	○	――	当該社外監査役は、税理士として長年の経験と知識を有し、能力、識見において優れた方であり、当社の経営に対し客観的立場から適切な監査、助言をいただけるものとして選任いたしております。また、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係において該当事項はありません。加えて一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として適任として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上による株価上昇に対するインセンティブというストックオプションの趣旨に照らし付与対象者を決定いたしております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において取締役の年間報酬総額を開示いたしており、社外取締役に対する報酬については内書きにて記載いたしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役並びに社外監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、経営に関する事項等につき日頃より役員の発意により又各担当者より適時適切に報告がなされる体制を整えており、業務命令により監査役補助者を任じ、適宜対応いたしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、重要な業務執行の意思決定機関として取締役会を月に1度の定例開催に加え必要に応じ随時開催することとし、経営戦略に関する重要事項等については十分な議論の上、経営判断原則に則った意思決定を行うとともに、当該審議を通じて他の取締役の職務執行に関する監督、監視を行うこととしております。

取締役の職務執行は、定められた分掌及び手続きに従いその責任のもと計画的に行うこととし、業務担当取締役が取締役会での決定事項に対し効率的な達成の方法を定め、定期的な進捗状況のレビューを通して必要に応じ改善を促進することとしております。

また取締役の職務執行に対しては、監査役が監査役会の定める監査方針及び分担に従い監査を行うこととして経営機能に対する監督強化を図っております。

当社の会計監査の状況は以下の通りであります。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名
　安藤　武（有限責任監査法人トーマツ）
　藤井　淳一（有限責任監査法人トーマツ）

b. 監査業務に係る補助者の構成
　公認会計士　2名
　会計士試験合格者　3名
　その他　2名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では機動的かつ合理的な意思決定を図るため、当社事業に精通した取締役で取締役会を構成しております。社外取締役に期待される役割（外部的視点からの監督機能等）については、社外監査役を含む監査役の機能の強化（監査役監査を支える人材の確保や、企業経営及び法務、財務の専門的知見を有する監査役の選任等）を図り、経営監督機能の客観性、中立性を確保しております。従って、現体制において、経営の監督機能は十分に果たされており、当社の目指す効率性と透明性の高い経営体制が構築できているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第43期定時株主総会の招集通知の発送日は6月5日でありました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.nittoku.co.jp/ir/index.html ＜IR情報＞に、「投資家向情報」、「適時開示資料」、「決算説明会資料」等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名：管理本部経営企画部、 IR担当：経営企画部長　秋山由光	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社経営方針において、株主価値、顧客価値をはじめ当社を取り巻く社会における様々な価値への貢献を常に念頭におき経営を推し進める旨定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方
当社は、健全な会社経営を行うためには内部統制システムを整備することが必要不可欠であると認識し、職務の執行が法令及び定款に適合することはもとより、その執行が有効且つ効率的に行われ経営の品質が高まるよう、統制環境を整え、リスク評価、統制活動、情報伝達、モニタリングを通して株主利益の最大化の実現に寄与する体制の構築を図っております。

整備状況
当社及び当社グループの内部統制システムに関する整備状況は以下の通りであります。

（1）当社及び当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役は、日特エンジニアリング株式会社行動憲章、役員規程及び取締役会規則に従い常に公正適切な運営を図ることとし、月１度及び必要に応じ随時開催される取締役会での審議を通じて他の取締役の職務執行に関する監督、監視を行うとともに、外部専門家起用等により法令定款違反行為等を未然に防止するものする。
取締役が他の取締役の法令定款違反行為等を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告しその是正を図る。
監査役は、監査役会規則及び監査役監査基準に従い取締役の職務執行に対する監査を行うこととし、経営機能に対する監督強化を図る。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切且つ確実に保存・管理することとし、取締役の職務の執行に関する重要な文書については最低10年間は閲覧可能な状態を維持する。

（3）当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理は、各業務部門の長がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行いリスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、定期的にその状況を取締役会に報告する他、経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識評価しリスクへの適切な対応を図るものとする。なお、災害及び障害、品質及び輸出管理等に係る個々のリスクについては諸規程等を整備し管理責任者を配置してこれにあたり、必要に応じ研修を行う。
不測の事態が発生した場合には、社長を長とする対策本部を設置し適切且つ迅速な対応を図る為の統一的な管理体制を整え、損害を最小限に留めることに努める。

（4）当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし改善を促進することを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

（5）当社及び当社グループの従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
従業員は、権限規程、職務分掌規程に従い相互牽制機能のもと職務の執行を行い、内部監査部門として内部監査室が内部監査規程に基づきその執行の監査を行うことにより、業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性の確保を図る。
法令違反その他コンプライアンスに係る重要な事実の社内通報体制として社内通報システムを整備し、その運用については内部通報に関する規程に従い行う。
通報及び相談の受付窓口はリスク管理委員会又は監査役の他、外部機関にも求めるものとし、更に監査役は、当社の法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

（6）当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社とグループ会社の役員及び従業員は、日特エンジニアリング株式会社行動憲章を遵守するとともに、各グループ会社の実情にあわせた諸規程を定めこれを遵守する。
当社におけるグループ会社の経営管理は、関係会社管理規程に従って行い、経営上重要な事項を決定する場合は、当社への事前協議等が行われる体制を構築する。また、必要に応じモニタリング及び当社内部監査室による計画的な内部監査を実施し、法令違反その他のコンプライアンスに係る重要な事項が発見された場合は監査役に報告する。
各グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、そのほかコンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室又はリスク管理委員会又は監査役に報告を行うこととし、監査役は改善策の策定を求めることができるものとする。

（7）財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整える。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

（8）監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する支持の実効性の確保に関する事項
監査役補助者として、管理・営業・製造の各本部より専門知識を有するものを兼務発令することとし、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役、内部監査室等の指揮命令を受けないものとし、その者の評価・処遇の決定は監査役会の同意を得ることとして取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払い又は償還の手続きに応じるものとする。

（9）取締役及び従業員が監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役への当社及び当社グループ会社の事業の報告は、原則として取締役とのダブルレポーティングとし、経営の基本的重要事項及び会社に損害を及ぼす恐れのある事実、法令、定款に違反する行為又は発生する可能性のある事項、その他監査役の求めに応じ、適時適切に行うと共に、監査役による業務及び財産の状況の調査に対する体制を常に確保することとする。
法令違反その他のコンプライアンス上の問題についての報告は、コンプライアンス規程並びに内部通報に関する規程に従い適時適切に行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本的な考え方
当社及び当社グループ会社は、市民に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、断固として対峙するとともに、一切の関係を排除することを基本方針とする。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況
反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を設置し、反社会的勢力に関する情報の一元管理を行い、警察や特殊暴力対策協議会等の外部の専門機関・団体等との連携に努める。また、「日特エンジニアリング株式会社行動憲章」、「コンプライアンスマニュアル」、「コンプライアンス規程」、「購買規程」、「与信管理規程」に、反社会的勢力排除に向けた基本方針とその取組みを定める。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 適時開示の開示方針
当社は、法令ならびに東京証券取引所の定める「会社情報適時開示ガイドブック」に従い、適時開示すべき情報を正確かつ迅速に公開します。
重要事実が発生した場合には、所管部は関連役職員及び管理本部に対し内容の報告を行い、管理本部において詳細確認の上、情報取扱責任者である管理本部長に対し報告がなされるとともに、情報取扱責任者及び経営企画課において、諸規則等に準じ、開示必要性、開示時期等についての協議を行います。
情報取扱責任者は、内容に応じ、取締役会、代表取締役への報告を行い、発生後遅滞なく適時開示を行います。
また決定事実、決算情報につきましても、取締役会承認後遅滞なく適時開示を行います。

2. 情報の開示手段
適時開示情報の開示手段としてTDnet及び広く情報を公開する事を目的として当社ホームページで行うこととしております。

